



こども基本法



「こどもの日」は毎年 5 月 5 日に祝われる日本の祝日で、こどもたちの健やかな成長を願う大切な日です。この日は、家族で鯉のぼりをあげたり、かしわ餅を食べたりと、こどもの幸せを祈る様々な風習があります。

こどもたちは未来の担い手であり、こどもたちが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように社会全体で支えていくことが大切です。

「こども基本法」

すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「こども基本法」が令和 5 年 4 月に施行されました。この法律には、取組を進めていくための基本となる事項が定められています。また、こどもや若者に関する取組のことを「こども施策」と言います。

「こども施策」は、6 つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

「こども基本法」をもとに、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会を目指し「こども施策」の取組が進められています。

こどもの声に耳を傾けながら、こどもも大人もみんなが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を一緒につくっていきましょう。



宇陀市人権啓発活動推進本部



2025.5

※このビラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

毎月 11 日は「人権を確かめあう日」です